

大気汚染緊急時発令基準表

汚染物質	注意報基準	警報基準
硫黄酸化物	次のいずれかに該当する場合 (1)0.2ppm以上が3時間継続した場合 (2)0.3ppm以上が2時間継続した場合 (3)0.5ppm以上になった場合 (4)48時間の平均値が0.15ppm以上になった場合	次のいずれかに該当する場合 (1)0.5ppm以上が3時間継続した場合 (2)0.7ppm以上が2時間継続した場合
浮遊粒子物質	2.0mg/m ³ 以上が2時間継続した場合	3.0mg/m ³ 以上が3時間継続した場合
一酸化炭素	30ppm以上になった場合	50ppm以上になった場合
二酸化炭素	0.5ppm以上になった場合	1ppm以上になった場合
オキシダント	0.12ppm以上になった場合	0.4ppm以上になった場合

備考 濃度の表示は特にことわりのない限り1時間平均値とする。